

商品概要説明書

J A 山口県

【保証会社：ジャックス】用

商品名	J Aカードローン（一般向け）
ご利用 いただける方	○ご契約時の年齢が 20 歳以上 60 歳以下で完済時年齢が 64 歳以下の方。 ○安定・継続した収入のある方。 ○当 J A との間でカードローンおよびワイドカードローン取引を行っていない方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。
借入金額	○極度額 20 万円以上 50 万円以内（専業主婦、パートタイマーの方は 30 万円以内）とします。 なお、ご契約額は 10 万円単位とします。
借入期間	○ご契約日から 2 年後の応答日の属する月の 1 日（休日の場合は翌営業日）までとします。 なお、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 2 年間延長するものとし、以後も同様とします。ただし、65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○お借入後の利率は、基準日（3 月 1 日、9 月 1 日）の当 J A の定める基準金利により、年 2 回見直しを行います。 ○お借入利率には年 6.00% の保証料が含まれております。なお、保証料が変更になった場合は都度、お借入利率を見直しさせていただきます。 ○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○毎月 1 日（休日の場合は翌営業日）の約定返済日における利息徴求後の借入残高に応じ、以下の定額返済を行います。 ・借入残高 1 万円以下・・・返済日時点の借入残高 ・借入残高 50 万円以下・・・1 万円 ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。

利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○A T M・C Dをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083－976－6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083－922－008 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082－225－1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093－561－0360 （福 岡）電話：092－791－1840 （久留米）電話：0942－30－0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03－3581－0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3595－8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3581－2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
---------------------------	---

（2025 年 9 月 13 日現在）